

議会



山梨学院大学法学部教授
江藤 俊 昭

議員報酬削減の風が吹き荒れている。住民からの議会不信に添えるため、公務員給与削減と連動させたため、そしてそのどちらもといった理由からだろう。他方では、報酬を増額した自治体もある。たとえば、群馬県みなかみ町は議会の役割拡大や若い世代を含めて議員になりやすい環境を整えるためなどの理由により月額一九万円から二七万円へと四二％増額している。

議員報酬は中途半端である。都道府県議会議員は月額約八〇万円、市町村議会議員約四〇万円、町村議会議員約二〇万円である。都道府県議会議員を別とすれば、子育ての真只中にある働き世代では、その報酬だけで生活するのは困難である。

そうだとすれば、サラリーマンが兼業するには困難であり、自ずと自営業や農業者に偏らざるを得ない。多数を占めるサラリーマンの声は地方政治の場に届きにくい。

もちろん、年齢や職業による差別化を行う（子育て世代のサラリーマンに増額など）ことができれば、サラリーマン層が議員となる突破口ともなるが、議員の平等原則から困難である。生活できる議員報酬の必要が議論されるが、常勤職とはなっていない現在、生活できる報酬とはならない。議員報酬の中途半端さ（ここに現れている。地域経営を担う議員にとつての議員報酬とは、という問題が降りかかっている）。

今日、議員報酬を考えると、全国に広がっている会津若松市議会モデルがまず参考になる。議員報酬を考えると、原価方式、比較方式（類似団体比較）、収益方式（成果重視）が想定できる。比較方式は、参考にはなるが根拠としては弱い。収益は重要であるが、その算定方法は確立しておらず、それと報酬とを関連づけることは困難である。もちろん自己評価であれ議会としての収益を住民に発信することは必要である。なお、身分給だ

と豪語する議員もいるが、まったく根拠がない。住民から批判されるだけである。会津若松市議会は、このうち原価方式を基礎に調査を行っている。議会活動（A領域）、議員活動（B領域）、議会活動・議員活動に付随した活動（質問や議案に関する調査等）（C領域）、それ以外の議員活動（議員としてかわる住民活動等）（X領域）を中心にそれぞれ時間を選定する。選挙・政党活動（政党助成金の対象）はこの限りではない。そこで算定された時間数（正確には一日八時間でカウントした日数）を、首長（それだけではなく副首長、教育長の平均を採用している自治体もある）の活動日数と比較する。その割合に基づき、首長の給与から議員の報酬を割り出すというものである（江藤俊昭『自治体議会学』ぎょうせい、二〇二二年）。

いくつかの留意すべき事項がある。一つは、この議論は容易に時間給の発想と結びつく。しかも、活動する議員とそうでない議員との差も肯定される（成果主義）。しかし、実際にそれぞれの議員の類型化は困難であるという消極的な理由だけではなく、少なくともその水準で活動してほしいという規範的な意味があ

る。そして、会津若松市議会の年間一六九日の活動を考慮すれば、パートタイム的な発想では困難であり、常勤とは言われないがそれに近い活動をせざるを得ず、兼職なく生活できる「ある程度」の額を想定することになる。ようするに、昼間活動せざるを得ないとすればある程度の報酬が必要だという論理にもつながる。この点と関連して、現状の活動踏まえた調査に基づく提案になっているために、今後の地域経営の責任を考慮すると、報酬増額の可能性を内包している。そうであるがゆえに、議会の力のアップの際に住民と議論しながら水準を決めることが必要である。その上で、首長給与と連動させる根拠の説明が必要である。選挙で選出される公職者であるという共通性とともに、首長の給与は当該自治体の民間（そして一般の公務員）の給与水準と連動しているためである。

そして、この議論で多様な属性を有する議員を登場させることができるかという重要な論点が浮上する。会津若松市議会の場合、年収約七五〇万円となっている。兼職も多いが、専業もいる。この額でならば多様な属性が議員となる道が開けるであろう。しかし、町村議会の多く

の場合、現状では困難な場合も多い。

この場合、恒常的な夜間休日議会も想定してよい。これは一般に中途半端な報酬削減の方向で決着することが目指される。二度提案されたある市の会議規則改定案の趣旨は（両者とも否決）、多様な属性の議員を登場させる、傍聴などで市民が参加しやすいといったようなフォーラムとしての議会を創り出すためとともに、報酬削減の可能性を探るものであった。さらに、管理職のみの会議出席により残業代の増額を回避することも想定されていた。もちろん、理論上は競争率を高めるための報酬増額も考えられる。しかし、サラリーマン層でも仕事を辞めずに議員活動ができるがゆえに、報酬を低くすること、あるいは無報酬や費用弁償程度といったことに道を開くものである。多様な属性を有する議員を登場させることでは、大いに意義がある。ただし、夜間休日議会だけで、政策提言・監視機能を強化した今後の地域経営を担う議会を登場させることができるかは慎重な議論が必要である。それには、会議出席だけではない議会・議員活動への配慮、および議事事務局の充実や住民による支援が含まれる。

これらの留意点はあるながらも、会津若松市議会モデルは現時点ではベターである。議会として住民に説明できる根拠

が必要である。そのためには、附属機関を含めて検討組織を設置することは必要である。そして、多くの住民と自治を語る中で報酬を議論すること、および特別職等報酬審査委員との意見交換も必要である。

最後に、報酬の議論を深めるための論点を明示しておく。報酬の議論では、地域経営の政策提言・監視機能を強化させること、多様な属性の議員を登場させることといった複眼的な視点を常に持ち続けることである。また、法制度改革を視野に入れながら、今日でも可能な現実的な対応が必要である。その際、時間休が法的に認められる制度（会社からは支払われないが、自治体からの費用弁償）は、長期の議論が必要であろうが、公務員等も選挙時には退職せず当選後退職する制度や、さらに公務員となっている自治体以外の議員となる制度などは早急に導入するべきであろう。報酬を考える上でも、議員の身分から議論しなければならぬ。今日、「公選職」の議論は沈静化してしまった。報酬の中途半端さは、議員の身分の中途半端さ由来する。大いに議論を重ねた上で地方自治法等や自治基本条例に盛り込むことを期待する。

議員報酬の中途半端さを考える